附則第二十条の二の二	その給料
	その期末手当等
	超える
附則第二十条の二の二	当該事業年度における組合員（継続長期組合員（
	当該事業年度の各月
	当該事業年度における給料に係る所要掛金の率から当該事業年度
	二　当該特別調整組合の当該事業年度における組合員（継続長期組合員、任意継続組合員及び特例退職組合員を除く。）の期末手当等（法第百十四条第三項及び第四項の規定により当該事業年度の掛金の標準となつた期末手当等をいう。）の合計額に当該特別調整組合の当該事業年度における掛金の率をかける期末手当等に係る所要掛金の率から当該事業年度における法附則第十四条の三第一項第二号の基準として定められた期末手当等に係る率を控除して得た率を乗じて得た金額

附則第二十条の二の二	平成二十七年四月から九月までの間におけるその給料
	同年四月から九月までの間におけるその期末手当等
	超え、かつ、同年十月から平成二十八年三月までの間における標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る所要掛金の率が同号の基準として定められた標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る率を超える
附則第二十条の二の二	平成二十七年四月から九月までの間における組合員（継続長期組合員（
	当該期間の各月
	平成二十七年四月から九月までの間における給料に係る所要掛金の率から当該期間
	二　当該特別調整組合の平成二十七年四月から九月までの間における組合員（継続長期組合員、任意継続組合員及び特例退職組合員を除く。）の期末手当等（法第百十四条第三項及び第四項の規定により当該期間の掛金の標準となつた期末手当等をいう。）の合計額に当該特別調整組合の同年四月から九月までの間における掛金の率から当該期間における法附則第十四条の三第一項第二号の基準として定められた期末手当等に係る率を控除して得た率を乗じて得た金額
	三　当該特別調整組合の平成二十七年十月から平成二十八年三月までの間における組合員の標準報酬等合計額に二十七年十月から特別調整組合の平成二十八年三月までの間における標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る所要掛金の率から当該法附則第十四条の三第一項第二号の基準として定められた標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る率を控除して得た率を乗じて得た金額

（その他の経過措置）

第八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この省令の施行に伴う必要な経過措置については、別に総務大臣が定める。

○総務省令第八十三号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、恩給給与細則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

総務大臣　山本　早苗

恩給給与細則の一部を改正する省令

恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

別紙第四十四号書式を次のように改める。

第四十四号書式

年金の受給に関する申立書

（次の該当する番号に○印をつけてください。）

私(扶助料請求者)は、下の表の年金を　(1)　受けている。　(2)　受けていない。

（「(1)受けている。」に○をつけた方は、下の表の受けている年金の種類の番号に○印をつけ、該当の年金証書の写し(年金額改定通知書又は年金振込通知書でも可)を添付してください。）

年金制度	年金の種類(年金コード)
恩給法	1 普通恩給　2 増加恩給　3 傷病年金
厚生年金保険法	1 老齢厚生年金(1150)　2 障害厚生年金(1350) 3 老齢年金(0130)　4 障害年金(0330)
国民年金法	1 障害基礎年金(1350, 2650, 5350, 6350) 2 障害年金(0620)
船員保険法	1 老齢年金　2 障害年金
旧国家公務員共済組合法 (旧公共企業体(三公社)を含む。)	1 退職共済年金　2 障害共済年金 3 退職年金　4 減額退職年金 5 障害年金
旧地方公務員等共済組合法	
旧私立学校教職員共済法	
旧農林漁業団体職員共済組合法 (特例年金給付)	1 特例退職共済年金　2 特例障害共済年金 3 特例障害農林年金　4 特例退職年金 5 特例減額退職年金　6 特例障害年金
地方公務員の退職年金に関する条例	1 退職年金　2 退隠料　3 障害年金 4 増加退隠料　5 傷病年金
日本製鉄八幡共済組合	1 退職年金　2 障害年金
旧執行官法	1 普通恩給　2 増加恩給
共済組合(旧令)等特別措置法	1 退職年金　2 障害年金　3 公務傷病年金
戦傷病者戦没者遺族等援護法	1 障害年金

（○印をつけた年金の基礎年金番号などを下の欄に記入してください。）

基礎年金番号	
年金コード又は証書記号番号	
1 証書の発行機関	
権利取得年月	年　月
年金コード又は証書記号番号	
2 証書の発行機関	
権利取得年月	年　月

上記のとおり申し立てます。

年　月　日

申立者氏名

（※代筆の場合は、申立者の印を押してください。）

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。